

# 筑波大学教職員組合 つくば連絡会ニュース

2003年4月17日(木) No. 9  
発行・編集責任者 松本栄次(地球)  
連絡先: 内線5012(齋藤静夫)  
ホームページ <http://fweb.midi.co.jp/~wout/>  
E-mail [wout@fweb.midi.co.jp](mailto:wout@fweb.midi.co.jp)

## 4月3日の衆院本会議で「大学、高専法人6法案」審議開始!

政府与党の趣旨説明に対し、民主、自由、共産各党の議員が代表質問を行い、文部科学大臣らが答弁しました。本会議終了後、衆議院文教科学委員会が開催されました。本学の組合は、全国大学高専教職員組合(全大教)とともに審議を傍聴しました。全大教から入手した議事「速記録」から、概要を紹介します。

《遠山文部科学大臣の趣旨説明》 解説: 法人法案提出の趣旨について、“「知の拠点」としての大学の役割は重要で、国立大学を自律的環境のもとで活性化し、個性ゆたかで魅力ある大学にしていく”と述べました。法人と評価委員会の設置など7点から法案の内容を説明しました。また、これらに伴い、国立学校設置法と国立学校特別会計法を廃止し、関連52法を改正すると述べました。

《民主党・山口議員の代表質問》

【法人化】法人化で大学が活性化されるか疑わしい。独立行政法人と異なる法人としたのはなぜか?

【中期目標】戦前にもない文科大臣による大学統制は憲法23条と大学自治に反する。大学が目標を定め、計画は届出制にすべきである。行政機関でない大学に、評価にしたがって予算配分することは不適切でないか? また、財務省も口出しが可能でないか?

【評価委員会】委員については、評価の透明性確保のため政令ではなく法律で定めるべきではないか?

【大学の特性と評価】大学の教育研究は数値評価になじまない。個人やグループでなされる研究を大学として評価するのはおかしい。また、特定分野では専門化・細分化のため評価が困難である。

【産学連携】産業政策としての大学改革は、実用化・重点化からはずれる基礎研究に存亡の危機をもたらし、大学の多様な機能を犠牲にする。学問のすそ野を広くすることで山を高くするべきである。

【法人の役員数】現在の指定職よりも多い役員数は、天下りを助長し、行政改革に逆行している。

国立大学は論文数や論文引用数では世界トップレベルである。欧米諸国に比して低い限られた教育予算のなかでよくやってきた。法人法は悪法と断じざるをえない。

(遠山文科大臣の答弁)

法人制度は独法を活用しつつ大学の特性に配慮した。「知の拠点」としての自律的な制度だが、教育研究の質の向上に対する国の責任から十分な予算措置をする。

予算措置をする以上、必要最小限の関与は必要だが、大学の自主性を十分尊重する仕組みとしている。

評価委員会の評価は透明性確保に留意する。

組織体の大学は中期目標を定め、評価する。教育研究評価は大学評価・学位授与機構の評価を尊重する。

基礎分野の研究は今後も重要で、おろそかにされることがあってはならない。その大きな役割を発揮できるように各大学の見識と自律性を尊重する。国としても目標評価等を通じて目配りと予算措置をする。

役員については、学内コンセンサスに留意しつつ、役員数は合理化の観点から抑制するべきである。再編統合により結果的には抑制される。

(塩川財務大臣の答弁)

財務省は従来も予算編成で文科省と協議しており、法により中期目標等に直接くちばしを入れる訳ではない。

《自由党・佐藤議員の代表質問》

【法人化の目的】法人化の本質は、国家公務員給与など財政カットのための法人化ではないか？

【現行制度の問題点】独立行政法人の数は抑制すべきであるが、なぜ特殊な法人形態としたのか？ 現行国立大学の仕組みで問題を克服できなかったのはなぜか？

【法人化と多忙化】経営に時間と手間を取られることで多忙化が進み、教育研究に専念できなくなる。大学は何よりも教育研究機関であり、経営に力とられれば本末転倒となる。

【授業料問題】授業料の高騰を抑えるための措置を考えているのか？

【非公務員型と人事交流】非公務員型で人事の機動性は向上すると思われるが、一方で地方大学の人材確保など人事交流は一筋縄ではいかない。

【危機管理】学長の専決体制や学外者関与という経営体制下で、医療事故の賠償などはどうするのか？

【評価委員会】評価委員会の評価基準が不明確である。公平な評価のための委員構成はどう考えているか？

(遠山文科大臣の答弁)

法人化は大学改革に資するためであり、平成11年の閣議決定から一貫している。

現行制度では行政組織である制約があり、諸規制の緩和による教育研究の活性化をはかり、自主性と自己責任で教育研究の高度化と個性ゆたかな大学にする。欧米では大学が法人格を持つのが普通である。

国公立大学はそれぞれ多様な機能を分担しており、特色ある発展をはかっていく。

大学人が経営に力を入れることは大学活性化のため重要である。教育・研究・管理の適切な役割分担が必要である。

法人化後の授業料標準額は省令で定め、その範囲内で各大学が決定する。現在検討中である。

人材確保と組織活性化のため幅広い交流の仕組みについて、国立大学関係者が検討中だと聞いている。

法人は独立採算制ではないので十分に財源措置していく。長期借入金は確実な収入の見込まれる附属病院施設に限られる。医療事故などの賠償については保険加入が考えられている。

評価基準は評価委員会で決定・公表する。委員の人選に意を用いていく。

《共産党・石井議員の代表質問》

憲法・教育基本法の下での政策充実が学術研究を進展させるために急務である。法案は安上がりな統制強化が本質である。

【中期目標】従来にもない文科大臣による統制で、憲法23条の学問の自由に反する。中期目標は大学が定めるべきである。

【評価による統制】評価委員会は省内に置かれ、国による直接評価である。また、通則法の準用により総務省の評価も受ける。

【学長専決体制】学長専決体制と経営協議会への半数以上の学外者の関与が示されている。学内者の意見の反映をはかるべきである。

【身分保障】自治に不可欠な教特法が適用除外になる。教授会による教員選考や現在の学長選挙はどうなるのか？ 高専は1独立行政法人とされるが、高専には自治機能のある制度化が必要なのではないか？

【学費の高騰】現在の35%まで授業料引上げを可とする文科省の検討は、国民の願いに逆行する。

【国大協の了解】法人化について大学人、国大協の了解は得られているのか？

法案は、ユネスコの言う「たちのわるい政治的圧力」であり、廃案とすべきである。

(遠山文科大臣の答弁)

法人化後も国は一定の関与が必要だが、学問の自由を尊重するしくみになっている。中期目標は上から定めることはなく、あらかじめ大学の意見を聞き配慮する。一方的なものではない。

評価は有識者が大学の特性に配慮し客観的・専門的に行う。大臣が評価するのでなく国家統制でない。政府の言いなりになるのではなく、より大きな自律性で大学づくりに取り組むことが可能である。

重要事項は役員会を経るので学長専決体制でない。審議機関の審議を経るなど慎重な制度設計とした。

身分保障について、憲法上保障されている学問の自由に由来する大学自治の基本は、教員人事を大学が自主的・自律的に行うことにある。教員人事に関する方針・基準等手続きは教育研究評議会を経て適切な人事が行われる。学長選挙については、国民への説明責任の観点から学内外委員による学長選考会議で定めることとした。

全国的進学機会の確保は今後も重要である。学費は省令の範囲で設定される。

国大協に対しては、検討の課程で十分説明し理解を得ている。

(片山総務大臣の答弁)

政策評価・独法評価委員会では他の独法同様に2次チェックを行う。主要なものについては勧告できる。

### **3月25日までに「民族学校出身者の受験資格を求める国立大学教職員の声明」賛同の呼びかけが、つくば連絡会員などにメールで寄せられました。**

その内容を紹介します。ホームページ [http://www.jca.apc.org/~komagome/seimei\\_index.html](http://www.jca.apc.org/~komagome/seimei_index.html) に声明文、呼びかけ人、賛同者のお名前、メッセージ、これに関する情報がアップされています。

#### 民族学校出身者の受験資格を求める国立大学教職員の声明

2月21日付『朝日新聞』の記事によれば、文部科学省は、国立大学の受験資格が認められていない外国人学校の中で欧米系のインターナショナルスクールの卒業生にのみ受験資格を与え、朝鮮学校、韓国学園、中華学校などのアジア系外国人学校(民族学校)には認めない方針を明らかにしました。

私たちは、こうした「方針」が現実化するならば、それはあからさまな民族差別であると考えます。すでに国立大学においても「外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者」の受験資格を認めているにも関わらず、日本国内の民族学校で「学校教育における十二年の課程を修了した者」の受験資格を認めず、事前に大検(大学入学資格検定規程)への合格を求めていること自体が不合理なことです。また、国立大学が受験資格を認めていない一方で、すでに半数以上の公立・私立大学は民族学校を含む外国人学校出身者の受験資格を認めています。1999年以降、大検の受験資格緩和などの措置がとられましたが、民族学校出身者が著しく不利な状況に置かれていることに変わりはありません。これまでもそれぞれの大学がこうした状況を改善しようとした時に、「文部科学省の意向」が大きく立ちはだかつてきましたが、欧米系のインターナショナルスクールだけを優遇しようとする今回の「方針」には改めて驚きを禁じえません。

日本政府が1994年に批准した「子どもの権利条約」では、「高等教育を、すべての適当な方法により、能力に基づいてすべての者がアクセスできるものとする」と(第28条)、「民族上、宗教上もしくは言語上の少数者、または先住民が存在する国においては、当該少数者または先住民に属する子どもは、自己の集団の他の構成員とともに、自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない」と(第30条)と規定しています。民族学校出身者の受験資格を認めないことは明らかに条約違反です。

しかも、今回の「方針」は、「教育の国際化」という趨勢の中で、大学入試センター試験の外国語科目として英・独・仏の他に中国語(1997年度から)と韓国語(2002年度から)が設けられてきた流れにも逆行しています。いまここでアジア系外国人学校出身者を排除して欧米系のインターナショナルスクール出身者だけに受験機会の拡大を認めるというのは、恣意的な権力の行使であり、真の意味での「教育の国際化」に反するものといわざるを得ません。「教育の国際化」とは、欧米の人々と席を並べて対話することだけを意味しているのでしょうか? 植民地支配と侵略戦争という日本の歴史的責任が問われざるを得ないアジアの人々との関係を棚上げにして進められる「教育の国際化」とは、一体何なのでしょう?

私たちは国立大学教職員として、自分たちがこの問題に責任ある立場に置かれていると考えます。そうであるからこそ、文部科学省の政治的判断に対して、大きな危惧と疑念を抱かざるをえません。

私たちは民族差別の「加担者」になることを拒否します。そして、以下のことを文部科学大臣に要求します。  
一、インターナショナルスクール出身者と同様、民族学校出身者に対しても国立大学への受験資格を認めるための法的措置をとること。

二、一が困難な場合、民族学校出身者の受験資格認定は各大学の自主的な判断に任せることを公に声明すること。

2003年3月2日 呼びかけ人

## **4月14日までに「とめよう戦争への道！百万人署名運動筑波大学学生連絡会」からメッセージと講演会への協力要請が、つくば連絡会に寄せられました。**

その内容を紹介します。ご協力については、メール [millionsukuba@yahoo.co.jp](mailto:millionsukuba@yahoo.co.jp) まで連絡ください。

Peace Meeting 4.22 pm6:30- @1D204

藤田進氏 講演会 (東京外語大教授 中東・パレスチナ研究者)「イラク戦争と私たち」

みんなでトーク

イラク戦争も終わったという認識が広がっていますが、ブッシュ-ネオコンの戦争はシリア、イラン、北朝鮮へと拡大されると言われています。今、戦争反対の声をゆるめれば、第2、第3のイラク戦争が、アラブに対し、またアジアに対して繰り返されてしまいます。こういうときだからこそ、イラク戦争の性格について理解を深め、このような戦争を繰り返さないために、藤田さんの講演会は、その良い機会になると思います。講演料や宣伝費用が不足しています。ぜひ、カンパをお願いします。

## **私たちは、「筑波大学教員の定年年齢について」第二次中間報告に反対します。**

濱口人事委員長の第二次中間報告は、3月の評議会で審議されず、同委員長は3月24日付け文書で「今後更に検討する必要がある」と発表しました。本会には、各学系から同委員長へ提出された意見書が資料として寄せられています。私たちの“意見集 (は連絡会ニュース No.7 ホームページに掲載)”を紹介します。

### 教員の定年延長についての私たちの意見集

先日、このたび定年退官する某教授と話をしている中で、組合などやっていると定年後雇ってくれる私大が無くなるぞと忠告を受けました。大きなお世話と言うしかありません。延長するなら全教職員一律にすべきです。

任期つき任用制度とのお手軽セットメニューは反対。ただし、段階的に教員の定年を65歳にすることに賛成。63歳以上の教官の雇用については希望者について審査を行い再雇用する。フェロー制度のようなものができれば良いのでは。職員については希望者について審査に基づく再雇用制度。定年延長については、年金支給との絡みもあり、順次延長するのが適当と思われる。任期制と抱き合わせの定年延長については、笑止である。全職員の定年制延長は賛成です。国民全体の定年制延長にも役立ちます。教官だけのお手盛り延長には反対です。

年金支給開始年齢に従って、段階的に教員の定年を65歳にすることに賛成。審査を経ない場合は、教員の定年を63歳に据え置くことに賛成。職員の定年は60歳に据え置き、再雇用希望者について審査を行い、65歳まで再雇用することに賛成。任期つき若手教員としては、次の職探しが難航するので、定年延長に反対です。

定年延長に反対。お手盛りでの定年制延長は、世間の常識とはかけ離れたものだと思います。定年制延長が年金支給に関わる問題解決のため高齢者福祉の観点から実施されるなら賛成ですが、技官も事務官、臨時職員も同じように定年制延長すべきです。教員だけの定年制延長には大反対です。